

受験生の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る本学入学試験への対応について

令和2年1月31日に新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づく「指定感染症」に指定する政令等が公布され、同感染症は学校保健安全法施行規則による第一種感染症とみなされることになりました。

受験生の皆様は、新型コロナウイルスへの感染予防のため、人混みへの外出は避け、マスクの着用と手洗い、うがいを励行し、受験に向け体調管理に努めてください。

また、安全な受験環境を保持するため、以下についてご留意願います。

記

- 1 本学の入学試験においては、試験時間中のマスクの着用を認めていますので、試験当日はできるだけマスクの持参、着用をお願いします。ただし、写真照合の際には試験監督者からの指示にしたがってマスクを一旦外していただくことがあります。

また、試験監督者等もマスクを着用する場合がありますのでご承知おきください。

- 2 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（指定感染症を含む）に罹患し、治癒していない場合は、本学の入学試験を受験できませんので注意してください。この場合、原則として追試等の実施は行いません。

なお、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関して、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」への相談を奨励しています。その結果、医療機関を受診された場合は、検定料を返還しますので、事前に本学教務課広報入試係にご連絡ください。

- 3 今後、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化等により、入学試験の実施に関する対応について変更が生じた場合には、本学ウェブサイトにおいてお知らせしますので、随時ウェブサイトをご確認ください。

令和2年2月20日
名寄市立大学入試センター